

認定更新単位取得について

1. 5年間で30単位の取得義務
2. 日本睡眠学会学術集会出席 10単位
3. 日本睡眠学会が共催する国際学会参加 10単位
4. 日本睡眠学会が開催する生涯教育セミナーへの参加 5単位
5. 一般演題発表(口演・ポスター、シンポジスト、特別講演、教育講演など)
第一発表者のみ 5単位
6. 本学会が認める睡眠関連の国内学会への参加 2単位 (表1)
7. 本学会が認める睡眠関連の国際学会への参加 2単位 (表2)
8. その他
 - ①全国規模の学術集会または国際学会における睡眠に直接関連する発表の第一発表者
一般演題発表(口演・ポスター)、
その他(シンポジスト、特別講演など)いずれも 1単位 (表3)
 - ②地方会において睡眠関連のシンポジストや特別講演の演者 1単位 (表4)
 - ③認定委員会が承認した睡眠に直接関連する研究会での第一発表者
一般演題発表(口演・パネル・ポスター)、
その他(シンポジスト、特別講演など)いずれも 1単位 (表5)
 - ④睡眠に直接関連する論文がSBRに掲載された場合
第一著者 5単位
共著者 3単位
 - ⑤睡眠に直接関連するSBR以外の論文公表の場合
第一著者 3単位
共著者 2単位

※なお、5年間に1回も本学会に出席していないものは、海外留学や病氣療養、出産などの特別な理由がない限り認めない(認定医委員会に申請し、承認されれば更新の申請を延期できる)。

※認定資格更新ポイント 申請用紙

認定更新単位取得について Q&A

Q1：なぜ、認定更新時まで30単位（ポイント）の取得が必要なのでしょうか。

A1：認定資格を認可された以降も、睡眠科学および医療についての知識・治療に関するさまざまな能力を備え、5年間の認定期間を超えて引き続き資格を有することを確認するため、単位取得制による更新制度を規定しました。

Q2：いつから単位の取得が必要なのでしょうか。

A2：認定資格を認可された後、5年間の認定期間中に取得が必要です。

Q3：認定更新申請の方法はどのようにすればよいのでしょうか。

A3：学会ホームページ「睡眠医療認定について」に掲載の「学会認定（認定更新）を申請するための書類作成に関する説明と書式」に沿って書類を作成し、認定更新料及び認定証交付料の払込みとともに更新年の2月末日までに学会事務局までご申請ください。

なおその際、【様式3の1】の日本睡眠学会における研修会、定期学術集会への参加合計が30単位に満たない場合、「認定資格更新ポイント 申請用紙」を利用して30単位を取得し、申請書類と合わせて提出してください。